

○財務省告示第三百二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年十一月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百二十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条、第九十二条第一項並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

| 十二 | 口 | イ | 一 | 十 | 十 | 九 | 八 | 七 | 口 | イ | 口 | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|------|-------|------------|-------------|------------|------|----------------|--------------|---------------|-------|---|---|---|---|---|-------------|--------------|---------------|---------------|
| 償還期限 | 行争入札発 | 争入札発 | 非争入札発 | 者争入札発 | 特争入札発 | 国争入札発 | 入札発 | 入札発 | 入札発 | 入札発 | 行争入札発 | | | | | | | | | |
| た | 平 | | 銭 | 額 | 四 | 額 | 平 | す | の | 振 | 五 | 五 | 四 | 八 | 一 | 面 | た | 条 | 特 | |
| 償還期限が銀行休業日に | 成三十一年十一月二十日 | | 五厘 | 額百円につき百二十九 | 厘以上それぞれ百円十九 | 額百円につき百二十九 | 成二十九 | る。整数倍の金額によるものと | 記載又は記録は、最低額と | 替法の規定による振替口座簿 | 万円 | 五 | 五 | 千 | 万 | 千 | 金額四千三百五十七億円 | 割引短期国債については、 | 第一項の規定に基づき発行し | 別会計に関する法律第四十六 |

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
二 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 支 と
九 か 百 支 き は
年 から 円 に 、
十 通 づ き そ
一 知 を 百 の
月 受 円 翌
二 け 受 営
十 了 け 業
日 者 日
に